

国立学校設置法施行に伴い廢職又は全法施行に伴い講座の改廢等によつて退職したものを昭和二十四年政令第二六四號第四條第一項第一號の一定員若くは組織の改廢又は予算の減少により廢職又は過員を生じたため退職した場合に該當するものとして全條による退職手當を支給することをしたいので別案並に理由を添付して閣議を求めらる。

昭和二十四年 九月 七日

文部大臣

高 瀬

莊 太郎

6-3
189

天野 423

内閣總理大臣 吉 田

茂 盛

79

国立學校設置法施行に伴い廢職又は全法施行に伴い講壇の改廢等によつて退職したものを昭和二十四年政令第二六四號第四條第一項第一號に該當するものとして取扱う。

理由

国立學校設置法施行に伴い舊制高等專門學校が国立大學に統合されたため當該高等專門學校長の職を退いた場合及び全法施行に伴い講壇の

改廢により退職を余儀なくされた場合は「定員若くは組織の改廢」と實質上相違ないので昭和二十四年政令第二六四號の運用に當つても全様の取扱いをすべきである。

寫

總計第一〇七一號

昭和二十四年九月一日

大藏大臣 閣

文部大臣 殿

昭和二十四年度総合均衡予算の實施に伴う退職手當の臨時措置に
關する政令第四條第一項第一號の運用について

八月四日附人一四五號をもつて御協議の標記の件については異存がない。

昭和二十四年七月二十八日

文部大臣

大藏大臣

政令第二六四號（退職手當）第四條についての傍議
 定員の改廢による退職ではないが、国立學校設置法施行に伴い改廢。又は
 同法施行に伴い講堂の改廢等によつて退職した者を同法施行の第一號
 第一號に該當するものとして取扱いたいから御認可を得たく御請願する。

（参考）

（定員の改廢による退職手當等の場合）

第四條 左に掲げる事由に因り退職した者に對する退職手當の額は、

その者の俸給日額に前條の規定により計算した日數に勤続期間一年
 につき九日（勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえ
 る部分一年につき十日）の割合で計算した日數を乘じて得た額とす
 る。

一 定員若しくは組織、改廢又は予算の減少により廢職又は退職を生
 じたため退職した場合。

二 職員の退職が第一項第一號に掲げる事由に該當するか否かはその
 都度閣議で決定する。

（運用方針）

第四條關係

第一 本號は國家公務員法第七十八條第四に規定による「官制若
 しくは定員の改廢又は予算の減少により廢職又は退職を生じた場
 合」及びこれに準ずる場合にあつたため大藏大臣と協議すること。

説明書

(1) 廢職の場合とは

舊制専門學校が國立大學に統合されたため該専門學校長の職を退くことになつた場合

(2) 講座の改廢

國立學校設置法施行に伴い一般教養課目の講座が増加し専門教養課目減少のため失格又は退職を余儀なくせられた場合。

××××××××××××

一、右の適用については各大學長は文部大臣に豫め協議すること。

二、文部大臣は豫算の範圍内で實施するものとする。

昭和二十四年度退職豫定者

本年度概算

六〇三六人
九三、四八八千圓

算出根拠

行政整理分

三三六人
一、七二五、八千圓

講座改廢分

一五〇人
一、五七九、六千圓

一般退職分

五、五五〇人
六〇、四四四、四千圓

一人平均一〇、五三〇、三圓
在官二十年十級六號

一人平均一〇、八八九圓
在官十年七級三號